

北監第9号
令和6年4月18日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・学びの多様化学校、放課後児童クラブ、こども園、保育園

実施日

令和6年5月22日（水）

実施場所

北方町役場委員会室、学びの多様化学校現地等

基本方針・着眼点

- ・学びの多様化学校の執行予算と財源、備品、運用について。
- ・放課後児童クラブの利用者及び利用料について。
- ・保育園、こども園の運用状況と管理（教育委員会の職員配置等）について。
- ・その他関連事務全般について。

提出資料（①②③各3部 ※④は監査時に必要に応じて提出）

- ① 学びの多様化学校関係資料
- ② 放課後児童クラブの利用状況と利用料関係資料
- ③ 保育園、こども園の運用状況と管理がわかる資料
- ④ その他支出関係書類及び台帳等

出席依頼者氏名 担当課長、担当者

北監第29号
令和6年6月3日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項

- ・学びの多様化学校の執行予算と財源、備品、運用について。
- ・放課後児童クラブの利用者及び利用料について。
- ・保育園、こども園の運用状況と管理（教育委員会の職員配置等）について。
- ・その他関連事務全般について。

実施日

令和6年5月22日（水）

実施場所

北方町役場委員会室、学びの多様化学校

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した。意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監査意見書

北方町監査委員 横山 治

北方町監査委員 石井伸弘

令和6年5月22日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意見

今回対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められた。まず、学びの多様化学校（オンライン）は今年度4月1日から開校してまだ日は浅いが、教員の配置や生徒の学校生活について聞き現地視察もした結果、今後の成果に期待できると思われた。放課後児童クラブについては、少数ではあるが待機児童はいるものの、高学年の児童ということで問題はないと言える。町立こども園や保育園に関しても保育士不足の問題はあるものの、派遣職員等により補えており現状問題があるとは言えない。今後予定される保育園の民営化にあたっては、職員の待遇など慎重に進めてもらいたい。

最後に、今年度から保育園業務が福祉子ども課から教育委員会に所管が変わり、教育委員会の事務が大幅に増えたと言える。保育園業務の人員の増加はあったと聞いているが、もともと担当しなければならない施設（学校等）、その職員、施設に通う児童生徒とその保護者など、他課に比べて多い部署である。もちろん、子育て中の利用者にしてみれば窓口が統一されたことは、利便性の向上につながり良いことと思われるが、今年度所管事務が増えたことにより教育委員会の業務に支障をきたさないか危惧するところである。今後の課題として、例えば、施設で勤務する会計年度任用職員の給与等を支払う際に、現状勤務時間や時給計算など電卓による集計及び確認作業をしているが、それに代わるシステムを導入するなど、経費をかけてでも事務処理の軽減が見込まれる方法を研究していただき、導入することで事務の効率化を図ってもらいたいと考える。

以上